

令和5年4月21日

保護者の皆様へ

真庭市立米来小学校
校長 美若 知美

米来小学校での校内ルール

陽春の候、皆様には、ますますご清祥のことと拝察いたします。

さて、本校教職員につきまして次のようにルールを定めております。保護者の方にもお知らせいたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

<児童との接し方について>

- 児童への生徒指導・教育相談等を行う場合、事前事後に管理職に連絡・報告をする、部屋の扉を開けるなど見通しのある状態または、複数の教職員で行う。
- やむを得ず自家用車を使用する場合、原則として管理職が行う。

<情報管理について>

- 個人情報の学校外への持ち出しは、原則禁止とする。やむを得ず持ち出す場合、管理職の許可を得、所定の手順による。電子個人情報は、教育情報サーバーに保存する。
- 転勤時には、パソコン内の個人情報は全て廃棄する。また校外への持ち出しを厳禁とする。

<家庭連絡等について>

- 次の事項は、保護者へ電話や連絡帳で連絡を入れなければならない。
 - ①児童が欠席した場合。3日連続して欠席した場合、家庭訪問をし、状況を直接伺う。
 - ②首から上のけがについては、適切な応急処置と共に、電話連絡をする。
- 保護者への連絡は、原則、学校電話を使用する。
- 携帯電話を利用して児童・保護者と個人的な連絡を取ることや、児童・保護者と携帯電話番号やメールアドレス・LINEのIDを交換し、個人的なやりとりをすることは厳禁とする。
- 携帯電話等は、原則、職員室に置いておく。
- 保護者の連絡先を他の人にお伝えする場合は、必ずその保護者の了解を得た上でお伝えする。

<集金・学校徴収金等の適正管理について>

- 現金の入った集金袋は、各児童から手渡して受け取る。
- 学級会計等、公金・準公金にかかる処理は適切に行う。各学期末には管理職の監査を受け、年度末には外部担当者(各学年PTA役員)等の監査を受ける。
- 会計報告書を作成し、保護者に報告する。